

浜田市活性化計画

島根県浜田市

平成19年11月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	浜田市活性化計画	都道府県名	島根県	市町村名	浜田市	地区名(1)	浜田市	計画期間(2)	平成19～21年度
-------	----------	-------	-----	------	-----	----------	-----	-----------	-----------

目 標 : (3)

「木や森を使う」視点にウェイトを置き、市内林業の活性化により、森林の多面的公益的機能が発揮できる住みよい環境づくりを進め、利潤の森林所有者及び林業従事者へのフィードバックを目指し、林業経営体数減少の低減を図る。
具体的な数値目標として間伐材生産量を年平均857m³増産を目指す。また、将来的には手付かずの天然林での材生産をも可能性として探っていき、森林資源の有効活用を図る。

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、島根県西部の中央に位置し、県庁所在地である松江市と道路距離で124km、山口市と同121km、また山陽側の広島とは同107kmの位置にある。山陰・山陽を結ぶ交通の要衝として栄えるとともに、古くから石見地方における中核都市として発展している。市域は689.52km²であり、北部はリアス式海岸が占め、東部は江津市、西部は益田市、南部は広島県に隣接している。気候帯は日本海岸気候に属するが、対馬海流に面するため山陰地方の他の都市に比べて比較的温暖な気候である。

本市の森林面積は56,045haで、林野率は81%である。そのうち民有林は54,181ha、蓄積は7,355千m³で、ha当りの蓄積は136m³である。民有林のうち、人工林面積は、14,190ha(人工林率26.2%)で、蓄積は3,064千m³となっており、今後の間伐、保育の推進が必要である。

本市における林業の歴史は浅く、人工林の殆どは戦後行なわれたものである。その造林についても、木材価格の低迷、林業労働者の高齢化、不足等により、年々減少傾向にある。近年の各種造林は、公社・機構造林がその3/4を占めており、個人造林は1/4程度と拡大造林面積も減少傾向にある。

今後は、森林の有する公益的機能の高度発揮と地域林業の育成を図り、森林資源の質的向上、適切な保育管理に努め、優良材の生産を目指すことが本市の当面する緊急かつ重要な課題である。

現状と課題

当市には、上記のとおり豊富な木材資源があり、これらの資源は順次利用期を迎えつつある。その中で、森林組合、素材生産業者等による施業・経営の集約化が始まるなど大ロット・低コスト生産指向が伺われる。

一方で、森林所有者への働きかけが十分ではないため、高性能林業機械を通年稼働させるだけの伐採予定地を確保できず、作業コストの大幅な削減につながっていない。また、森林資源の詳細情報の把握が急務である。

今後の展開方向等(4)

(1) 果たすべき役割

森林は、循環型社会において自然環境の基盤であり、木材は再生可能な類稀なる資源である。森林・林業・木材産業が、循環型社会への推進役を果たすとともに、雇用の場の確保など、市に広く分布する中山間地域の定住や活性化に重要な役割を果たしていく。

(2) 施策の展開方向

森林を循環型社会を支える木材等の生産資源、環境資源及び文化資源と位置づけ、市民・行政が一体となって森林整備に取り組む。また、循環型社会の形成に寄与する木材の幅広い利用を促進するとともに、森林資源を活用した新たな産業の創出による中山間地域の活力の回復を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
浜田市	浜田市	生産機械施設(林業機械施設)	石央森林組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

島根県浜田市	区域面積 (2)	689.44km ²																											
区域設定の考え方 (3)																													
<p>法第3条第1号関係： 当市市域689.52km²のうち、森林面積は53,759ha(竹林・無立木地を除く)と77.9%を占め、総世帯数24,724世帯に対し、林家数は4,524世帯(18%)に及ぶ。本計画の区域は、林業従事者が居住する全市域から都市計画区域を除外した区域とする。</p>																													
<p>法第3条第2号関係： 平成18年10月末の浜田市の人口が62,673人に対し、平成19年10月末の人口は61,914人と減少しており、この傾向は昭和60年代をピークに変わっていない。</p> <p>人口構成の高齢化は右図のとおり進行の一途を辿っており、若年層向け各種定住施策が講じられているが、歯止めが掛けられていない。このため、定住等の促進を講ずることが必要不可欠な区域である。 (資料: 国勢調査)</p>	<table border="1"> <caption>人口構成の推移 (単位: 人)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>0~14歳</th> <th>15~64歳</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和55.10.1</td> <td>15,190 (21.1%)</td> <td>33,415 (66.4%)</td> <td>10,077 (14.0%)</td> </tr> <tr> <td>60.10.1</td> <td>14,508 (20.0%)</td> <td>46,759 (64.5%)</td> <td>11,262 (15.5%)</td> </tr> <tr> <td>平成 2.10.1</td> <td>12,444 (17.9%)</td> <td>43,826 (63.1%)</td> <td>13,104 (18.9%)</td> </tr> <tr> <td>7.10.1</td> <td>10,793 (15.8%)</td> <td>41,966 (61.6%)</td> <td>15,321 (22.5%)</td> </tr> <tr> <td>12.10.1</td> <td>9,206 (14.1%)</td> <td>39,015 (59.6%)</td> <td>17,237 (26.3%)</td> </tr> <tr> <td>17.10.1</td> <td>8,053 (12.8%)</td> <td>36,851 (59.5%)</td> <td>18,061 (28.6%)</td> </tr> </tbody> </table>	年次	0~14歳	15~64歳	65歳以上	昭和55.10.1	15,190 (21.1%)	33,415 (66.4%)	10,077 (14.0%)	60.10.1	14,508 (20.0%)	46,759 (64.5%)	11,262 (15.5%)	平成 2.10.1	12,444 (17.9%)	43,826 (63.1%)	13,104 (18.9%)	7.10.1	10,793 (15.8%)	41,966 (61.6%)	15,321 (22.5%)	12.10.1	9,206 (14.1%)	39,015 (59.6%)	17,237 (26.3%)	17.10.1	8,053 (12.8%)	36,851 (59.5%)	18,061 (28.6%)
年次	0~14歳	15~64歳	65歳以上																										
昭和55.10.1	15,190 (21.1%)	33,415 (66.4%)	10,077 (14.0%)																										
60.10.1	14,508 (20.0%)	46,759 (64.5%)	11,262 (15.5%)																										
平成 2.10.1	12,444 (17.9%)	43,826 (63.1%)	13,104 (18.9%)																										
7.10.1	10,793 (15.8%)	41,966 (61.6%)	15,321 (22.5%)																										
12.10.1	9,206 (14.1%)	39,015 (59.6%)	17,237 (26.3%)																										
17.10.1	8,053 (12.8%)	36,851 (59.5%)	18,061 (28.6%)																										
<p>法第3条第3号関係： 当該区域は、浜田市内における都市計画区域を除いている。</p>																													

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項(該当なし)

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(イ、ロ、ハ)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項(該当なし)

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

活性化計画期間内の間伐材生産量を調査し、活性化計画終了年度の翌年度に、間伐材生産量の51%増加の目標達成状況を検証する。

また、農林業センサスの「農林業経営体数」を指標として、活性化計画期間前の林業経営体数375(平成17年農林業センサス)と活性化計画期間後の林業経営体数を調査し比較することにより、目標達成状況を検証する。